

反社会的勢力ではないことの表明及び確約書

東京反訳株式会社（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次のとおり、反社会的勢力ではないことの表明及び確約書（以下「本確約書」という。）を締結する。

（表明保証）

第1条 甲及び乙は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- （1）暴力団
- （2）暴力団員
- （3）暴力団準構成員
- （4）暴力団関係企業
- （5）企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- （6）社会運動もしくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- （7）前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人
- （8）その他前各号に準ずる者

（反社会的行為の排除）

第2条 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

(解約)

第3条 甲及び乙は、相手方が第1条及び第2条の各号の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部又は一部を停止し、又は相手方との契約の全部又は一部を解約することができるものとする。ただし、甲及び乙は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとする。

(損害賠償)

第4条 甲及び乙は、自己（自己の役員等を含む。）が第1条又は第2条の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

以上のおり本確約書の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 東京都豊島区南池袋 3-13-15 東伸ビル 4F
(甲) 氏名 東京反訳株式会社
代表取締役 吉田 隆

(乙)